

消費者委員会創設10年と 今後の展望

高 巖 (たか・いわお)
内閣府消費者委員会委員長



消費者委員会の高巖委員長

向け、全く新たな官民連携の形を作り上げてきたことである。その成果として、例えば、平成28年の消費者裁判特例法の施行と、平成30年12月の第1号被害回復訴訟の提起をあげることができよう。

今後の課題について

もともと、これで十分と言っているわけではない。社会の高齢化・長寿化、市場のデジタル化が進む中で、消費者は、これまでとは違った新たな形での被害を受けるようになってきている。にもかかわらず、割り当てられる予算は縮小傾向

にあり、多くの関係者が消費者行政の将来を憂えている。このため、政府はもつと知恵を絞り、さらに一段と消費者団体や市民、良識的な事業者の協力を引き出す必要がある。これに関し、私見を2つ述べておきたい。

第1は、悪質極まりない事業者に対処しては、やり得を許さない仕組みを構築し、その仕組みを継続的に強化していくことである。特に被害者が高齢者の場合、(1)被害にあつても、家族との関係を考え、これをなかなか口にしない、(2)知人に商品を紹介してしまった場合には、罪の意識に苛まれる、(3)被害にあつたことを早く忘れ、心労を減らしたいと考えてしまう、(4)認知上の問題から、事情をあまりよく理解できない、などの理由から、被害回復のための訴訟に後る向きとなってしまう。このため、多くの悪質事業者は、これを「やり得」と感じ、同じような詐欺的商法を繰り返すわけだ。

この種の悪質事業者に対しては、被害者が声をあげることが前提とした集団訴訟などはあまり有効ではない。今後の超高齢化社会を念頭に置けば、被害者が声をあげなくても、悪質事業者の犯罪収益を確実に没収する仕組みを考えていく必要がある。

金対象行為にかかる商品・役務の売上げに対し3%となっているが、例えば、0%~6%など幅を持たせた上で、課徴金額の決定を2段階で行うというのはどうだろうか。最初に、自主申告(社内監査で問題を把握など)、調査協力(調査全体を通じての協力など)、責任受容(早い段階で非を認め、責任ある対応をとるなど)など、事業者側の自発的な協力状況を確認する。

仮に1つでもYesがあれば、追加項目として、コンプライアンス体制や消費者志向経営の実績などを評価する。その2つの評価を行った上で、最終の課徴金額を0%~6%の範囲内で決定するわけだ。これにより、行政は、事業者側の協力を引き出し、さらには事業者の管理体制の整備・改善を促すことができよう。これまでのやり方や先入観にとらわれず、次の10年を見据え、こうした仕組み作りに動き出す時期にきているのではなからうか。

消費者庁が10年前に設置されたことで、消費者行政は一変した。それは、政策の優先順位を「産業の保護・育成」から「国民利益の擁護・増進」にシフトさせる「コベルニクスの転回」だった。ただ、庁の設置だけで、他省庁が従来以上に積極的に消費者行政の意義を理解し、協力的になるとは限らなかった。そこで、政府として円滑かつ効果的な消費者行政の推進を図るため、消費者委員会を併せて設置したと私は理解している。

過去10年の変化の中で、とりわけ大きなものは、多くの消費者団体が消費者利益の擁護と増進に

第2は、景品表示法における課徴金制度を大幅に改善することである。現在、課徴金額は、課徴